

医薬品業務手順書(歯科の例示)

これは作成例です。必要事項を含み、各医療機関の実情に合う内容で実行可能な手順書を作成してください。

なお、詳しくは、「医薬品の安全使用のための業務に関する手順書作成マニュアル(平成30年改訂版)」(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei>の平成30年12月28日付別添)を参照されたい。

第1 医薬品の採用・購入

- (1) 医薬品の採用にあたっては、医薬品の安全性・取り間違い防止の観点から、下記を踏まえて決定する。
 - ① 一成分一品目を原則とし、採用医薬品は最低限の数とする。
 - ② 同種同効薬と比較検討を行う。
 - ③ 類似した名称や外観を持つ薬の採用は、極力回避する。類似薬を採用しなければならない場合は、特に注意を喚起する。
 - ④ 充填ミスを防止するため、原則として小包装薬を採用する。
- (2) 発注の際は、商品名、剤形、規格単位、数量、包装単位、メーカー名を記入する。
- (3) 購入医薬品の品目・規格・数量が合致しているか、発注伝票に基づき検品する。
- (4) 「規制医薬品(麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒薬、劇薬)」及び、「特定生物由来製品(人の血液や組織に由来する原料を用いたもの)」は特に注意し、購入記録の保管を行う。麻薬、覚せい剤原料は、譲渡証の記載事項及び押印を確認し、2年間保管する。特定生物由来製品は20年間保管する。

第2 医薬品の管理方法

- (1) 医薬品の在庫管理、取り間違い防止のため、下記を実施する。
 - ① 医薬品棚は、在庫点検や取り違い防止に配慮して適切に配置する。
 - ② 同一銘柄で複数規格がある医薬品や、名称・外観類似薬は、注意を表記する。
- (2) 医薬品の補充や充填時のとり間違いを防ぐため、読み上げて確認する。
- (3) 「規制医薬品(麻薬、覚せい剤原料、向精神薬、毒薬、劇薬)」は、金庫等に保管して常時施錠するなど、盗難・紛失防止措置をとり、法令を遵守した使用記録を作成・保管をおこなう。
- (4) 処置薬の取扱いは、次の点を遵守する。
 - ① 調製(希釈)した医薬品への医薬品名、濃度、調整(希釈)日、開封後期限、調製期限、開封日を記載する。
 - ② 開封後の変質、汚染などに留意し、定期的に交換し、継ぎ足しをしない。
 - ③ 充填間違いを防止するため、色わけなどに留意する。
- (5) 要注意薬については、注意喚起のための表示、配置場所の区別、取り間違い防止の工夫等を行う。(要注意薬の詳細は別紙②に掲載)
- (6) 薬品の転倒、落下の防止対策を行う。

第3 投薬指示・調剤

(1) 医薬品・薬物・歯科材料の使用に当たっては以下の事項を確認する。

① 患者情報の収集・管理（十分な病歴聴取）を行う。

- ・患者の他科受診、病歴（高血圧性疾患、虚血性心疾患、不整脈、心不全、喘息、慢性気管支炎、糖尿病、甲状腺機能障害、副腎皮質機能不全、脳血管障害、てんかん、甲状腺機能亢進症、自律神経失調症等）の有無を確認する。
- ・妊娠・授乳の有無を確認する。
- ・嗜好（たばこ、アルコール等）を確認する。
- ・診療録等への記録を行う。

②服用（使用）している医薬品等を確認する。

- ・抗凝固作用のある医薬品（例：ワーファリン、パナルジン等）の使用の有無。
- ・血糖降下作用のある医薬品（例：トルブタミド、インスリン製剤等）の服用（使用）の有無。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤などの医薬品の服用の有無。
- ・口腔内に症状の現れる医薬品（例：抗てんかん薬等）の服用の有無。
- ・医薬品に関連した副作用歴
- ・アレルギー歴などはないか（特に局所麻酔薬、抗菌薬、歯科特有の使用材料（金属・合成樹脂等））。
- ・他科で使用されている医薬品、使用中の一般用医薬品、健康食品との重複・相互作用。必要に応じて医科医療機関への問い合わせを行う。

(2)診療録・処方箋を正確に記載

①診療録・処方箋には、必要事項（患者氏名、性別・年齢、医薬品名、剤形、規格単位、分量、用法・用量等）を正確に記載する。

②投薬誤りを防止するため、規格単位と記載方法は統一する。

- ・1日量と1回量
- ・mgとmL、mLと単位、gとバイアル等
- ・散剤、水剤、注射剤の処方時は濃度（%）まで記載
- ・散剤を主薬量（成分量）で記載する場合はその旨を明記

③名称類似等に注意し、判読しやすい文字で記載する。

④処方変更時に歯科医師がコンピュータ印字を手書きで修正する場合の取扱いに注意する。

(3)調剤方法

①調剤用設備・機器の保守点検を日常的に行い、使用にあたり、計量機のゼロ点調整、水平確認等を行う。

②外観類似、名称類似、複数規格品に留意する。

③要注意薬（別紙②）については、患者ごとの薬歴管理や他薬との取り間違い防止対策など特に留意する。

④調剤業務に係る環境整備（異物混入、他剤混入の防止や調製時の調製者の被爆防止等）に配慮する。

⑤散剤や液剤の調製間違いの防止対策（小児用量換算表の活用や秤量計算メモの活用等）を行う。

⑥適切な調製方法の検討（錠剤やカプセル剤の粉碎の可否、配合変化、製剤の安定性等）を行う。

⑦薬袋・薬剤情報提供文書の作成にあたっては、調剤年月日、患者氏名、用法・用量、保管上の注意、使用上の注意等を適切に記載する。

⑧調剤後に、処方箋と調剤薬（薬品名、規格等）の照合を行う。

(4)処方箋や調剤薬の鑑査方法

①処方箋の記載内容を確認し、処方内容と誤りがないことを確認し、患者情報・薬歴に基づき、重複投与、投与禁忌、相互作用、アレルギー、副作用等に留意する。

②処方箋の記載内容が判読しづらい場合は、無理に判読せず、処方医に照会する。

第4 患者への与薬や服薬指導

(1)患者情報の収集・確認を行い、新たな情報について処方医へ連絡した上で与薬する。

(2)患者情報は、与薬に係る全ての部門で把握できるようにする。

(3)検査・処置における医薬品使用についても、緊急時以外は口頭指示をさける。口頭指示を行わざるを得なかった場合も、記録を残す。

(4)与薬にあたっては、下記を励行する。

①患者氏名、生年月日を確認する。

②患者の症状（前回投与と同じか等）を確認し、投薬内容に誤りがないか点検する。

③薬剤の実物と薬剤情報提供文書を患者に示しながら説明する。

(5)在宅患者への投与にあたっては、薬剤管理が困難な場合が多いことに考慮して、剤形、用法、調剤方法、服薬管理に工夫する。

(6)要注意薬(別紙②)については、患者の薬歴管理を行う。

第5 局所麻酔薬の使用

(1)類似名称医薬品、規格・濃度の確認を行う。

・同一名称医薬品（例：キシロカイン）の複数規格、記号違い等

(2)局所麻酔薬の使用は下記に留意する。

①十分な事前の問診（既往歴、当日の体調）、全身状態評価

②適切な薬剤の選択及び使用量

③局所の組織損傷、神経損傷等の局所的偶発症の予防及び患者への十分な説明

(3)麻酔偶発症及び全身状態悪化等への対応は下記に留意する。

①救急用医薬品の準備

②酸素（人工呼吸・酸素吸入用）の準備

③使用後の十分な経過観察と対応

④他の医療機関との連携

第6 消毒薬の使用

(1)消毒薬の種類、濃度及び使用方法の確認を行う。

①希釈間違いの防止

②適用禁忌の確認

③適用外使用の防止

(2)手指用消毒薬及び器具用消毒薬（防錆剤入り）の誤用を防止する。

(3)消毒薬を扱う場合は下記に注意する。

・患者の口腔粘膜、目、顔面や衣服等への滴下の防止策

・患者の口腔粘膜、目、顔面や衣服等に誤って滴下させた場合の対応方法

第7 歯垢染色剤、う蝕検知液、フッ化物の使用

歯垢染色剤、う蝕検知液、フッ化物を扱う場合は下記に注意する。

- ・皮膚や目、患者の衣服等への滴下の防止策
- ・皮膚や目、患者の衣服等に誤って滴下させた場合の対応方法
- ・誤飲した場合の対応方法

第8 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い（収集、提供）

- (1) 患者情報の収集と処方医への情報提供を行う。
- (2) 経過観察が必要な薬剤の投与にあたっては、投与後の経過観察を行う。
- (3) 緊急時については、下記に沿って実施する。
 - ①副作用初期症状の確認
 - ②服用薬剤及び医薬品との関連の確認
 - ③特定薬剤の血中濃度モニタリング実施

第9 他施設との連携

他施設との連携においては、正確な患者情報・医療品情報を共有していることが重要である。また、他施設からの問い合わせに適切に対応できる体制と十分な連携を確保するための手順整備が望ましい。